

令和5年度豊明市全国スポーツ大会等選手激励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国大会以上の規模で開催されるスポーツ大会等に、愛知県又は本市を代表して出場しようとする監督及び選手に対して交付する激励補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、全国大会以上の規模で開催されるスポーツ大会等とする。

(補助金対象者)

第3条 補助金対象者は、本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されている者で、市長が認めたものとする。ただし、予選、記録会又は選考会を経ずに出場できる場合は、補助金を支給しないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に定めるとおりとする。

(1) 国際大会（オリンピック・パラリンピック競技大会、アジア競技大会等）

ア 個人 1人につき30,000円

イ 1団体 1人につき30,000円（ただし、300,000円を限度とする。）

(2) 全国大会（国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等）

ア 個人 1人につき5,000円

イ 1団体 1人につき5,000円（ただし、50,000円を限度とする。）

2 補助金の交付は、当該年度において国際大会又は全国大会についてそれぞれ1回とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付申請その他については、

豊明市補助金等交付規則（昭和48年豊明市規則第34号）によるものとする。

（適用除外）

第6条 この要綱の規定にかかわらず、市長が別に定める条件に該当する場合は、補助金を支給しないものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。